

国の主張を全面的に追認し名護市辺野古の米軍新基地建設を容認する
福岡高等裁判所那覇支部判決に強く抗議する声明

- 1 名護市辺野古沖の公有水面埋立承認取消をめぐり、翁長雄志沖縄県知事が国土交通大臣からの是正の指示に従わないのは違法だとして、国が沖縄県に対して提起した違法確認請求訴訟の判決が、2016年9月16日、福岡高等裁判所那覇支部（多見谷寿郎裁判長）において言い渡された。判決は、米軍普天間基地の移設問題について「辺野古が唯一の解決策である」とする国の主張を一方的に容認して、国土交通大臣が行った是正の指示に翁長知事が従わないことは違法であるとの判断を示した。

判決は、公有水面埋立法及び取消権の発生要件等の解釈を誤っているばかりか、憲法上の地方自治権を軽視して、県民の法的な権利や利益を保護しようとする沖縄県側の主張を安易に切り捨てるものであって、憲法や法律に従って公正、公平に法的判断を行う司法の責務を自ら否定した極めて不当な判決といわざるを得ない。

- 2 まず、判決は、自然環境面について一切考慮せず、沖縄県の反論で既に破綻済みの「沖縄の地理的優位性」や「海兵隊の一体的運用」論に固執して、普天間基地移設のための辺野古沖埋立事業の必要性をいう国の主張を全面的に追認しているが、裁判所が司法の独立を放棄して政府の追認機関に成り替わったものとの誹りを免れない。

また、判決は、辺野古新基地の「建設をやめるためには普天間飛行場による被害を継続するしかない」との、これまで政府が沖縄県民に新基地建設を受け入れさせるために使ってきたどう喝的言い回しまでそのまま使用しており、沖縄県民として到底受け入れることのできないものである。

次に、判決は、国地方係争処理委員会が示した双方の協議を求める判断を軽視し、国防・外交は国の専管事項であり、国が辺野古に新基地を建設するといえ県はその考えに従うのが当然というに等しい判断を示すものであって、国と地方公共団体との対等・協力関係を規定した1999年の改正地方自治法に反し、憲法に規定された地方自治の本旨、地方自治体の自主性と自立性を否定するものといわざるを得ない。

さらに、判決は、前知事が埋立承認をして以来、名護市長選、県知事選、衆院選（県内全選挙区）、参院選（沖縄選挙区）において、繰り返し示されてきた辺野古新基地反対の県民意思を軽んじるものにほかならない。

- 3 計画されている新基地には、強襲揚陸艦が接岸する岸壁やオスプレイなどに弾薬を積み込む弾薬搭載エリアが設置される予定である。また、新基地は、オスプレイ・パッド（着陸帯）の建設が強行されている北部訓練場（東村、国頭村）などとも一体的に運用され、海兵隊の海外侵攻のための巨大出撃拠点として計画されているもので、基地機能は著しく強化されている。にもかかわらず、判決は、「辺野古沖埋立事業による普天間飛行場の移転は沖縄県の基地負担軽減に資するものである」などと述べているが、沖縄の基地の現実を全く理解しようとしなない一方的な決め付けにほかならない。
- 4 そもそも、翁長知事の埋立承認取り消しは、公有水面埋立法が求める要件を丁寧に検証した上で行われたものであり、違法の誹りを受けるものではなく、国土交通大臣からは是正の指示を受ける理由も全くない。

判決直後、翁長知事は、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、不当な高裁判決の破棄を求めるとともに、憲法で認められた地方自治が本来の役割を果たすことが出来るよう、力の限りを尽くして訴えていくことを表明した。自由法曹団は、この表明を全面的に支持するものである。

- 5 私たち自由法曹団は、この高裁不当判決に強く抗議し、引き続く沖縄県の最高裁でのたたかいを全力で支援し、辺野古新基地建設を許さない沖縄県民と連帯して、新基地建設を阻止するまで奮闘することを表明する

2016年9月23日

自由法曹団 団長 荒井 新二
自由法曹団 沖縄支部長 新垣 勉